

予算との差額で繰越金総額は二億六千七百七十五千円と相なる次第でございます。

次の第十六款諸収入六百七十八万四千円の追加補正でございますが、市預金利子収入三百六十九万九千円と雑入三百八万五千円の合計額でございます。市預金利子収入は財産収入と同様に埼玉銀行からの歳計現金の利子収入で、雑入は自治宝くじによるコミニティ事業助成が百九十万円と福祉補助事業の国・都支出金の精算による過年度収入百十八万五千円でございます。

次の第十七款の市債の二百三十万円は（仮称）本六公園、福栄公園、熊川緑地新設事業の変更に伴う事業債の追加でございます。

以上が歳入で、合計いたしますと一億五千四百二十七万九千円となり、歳入歳出予算総額は百四十六億二千七百五十五万七千円と相なる次第でございます。

次に、四ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出についての御説明を申し上げます。
第一款議会費の一千百七十一万七千円は、今回の、市議会議員の報酬改定によります増額分でございます。

次に、第二款の一千百四十三万五千円の減額につきましては、まず総務管理費で一千百七十五万三千円の減額でございます。減額は東京市町村総合事務組合の補正予算によりまして、各種の管理運営費の負担が軽減変更されたことによる減額三百三十二万九千円と市勢要覧作成委託料の減額一千九百九十一万九千円でございます。追加分といたしましては、職員人件費で市長等の給与の改定による増額二百四十四万四千円、委員報酬として、今回の非常勤の特別職の職員の報酬改定による百三万五千円、それと会計管理費におきまして、昭和六十三年年度用品調達基金の決算に伴う不足額の繰出金一万六千円の追加との相殺額でございます。

次の徴税費の一万円、選挙費の十五万円、監査委員費十五万八千円のそれぞれの追加は、いずれも委員報酬の改定によるものでございます。

第三款の民生費は一千九百九十三万三千円の追加でございます。

社会福祉費で三千百七十三万一千円の減額で、国民健康保険会計の昭和六十三年年度決算により、繰越金が増えたことにより、一般会計からの繰出金の減額三千五百三十九万五千円と高齢者事業団運営費補助金で職員を派遣する形にしたことによります補助金の減額五百三十万九千円でございます。追加分といたしましては、委員報酬が二十二万四千円、職員人件費が今回増員いたします家庭奉仕員一名分二百三十六万七千円、それと福祉事業に対する国・都支出金の精算による返還金が心身障害者福祉費で三十八万六千円、老人福祉費で五百九十九万六千円、相殺いたしました三千七百七十三万一千円の減額となっております。次の児童福祉費百十万円の追加につきましては、児童福祉事業に対する国・都支出金の精算による返還金が八十三万円と指導員報酬改定によります追加分二十七万円でございます。

生活保護費の五千五十六万四千円の追加は生活保護費にかかります扶助費に対する国・都支出金の精算による返還金でございます。

第四款の衛生費百六十三万二千円の追加でございますが、今回増員を予定しております保健婦一名分の人件費百五十四万四千円、報酬改定によります委員報酬五千円、それと保健衛生事業に対する国・都支出金の精算による返還金でございます。

第六款の農林水産業費三十三万六千円の追加でございますが、これは報酬改定によります委員報酬の増額分でございます。

次の第八款の土木費八千四百七十四万六千円の追加につきましては、道路橋りょう費におきまして五千五百六十一万円の追加で、市道を整備するための測量委託料百七十五万九千円と狹隘道路の整備をするための用地買収費及び補償料五千三百八十五万一千円の合計額でございます。

都市計画費の二千九百三十三万六千円の追加は、田園西地区の区画整理の早期実施のための調査委託料八百八十万一千円。明神下公園便所改良事業で身体障害者用便所等をふやすことによる工事費等の追加一千五百六十四万四千円。公園整備費におきましては、（仮称）本六公園、福栄公園の事業の変更に伴う減額四十三万四千円と熊川緑地新設事業におきまして、便所増設等によります追加五百十二万九千円との相殺額でございます。

次の第九款消防費におきましては三百五十三万六千円の追加で、消防団員及び防災会議委員の報酬と費用弁償の改定に伴うもの三百七十七万七千円と東京市町村総合事務組合消防負担金の消防基金掛金増による三十五万九千円との合計額でございます。

次に、第十款教育費につきましては、教育総務費で一千二百八十八万八千円の追加でございます。報酬の改定によるもの五十四万六千円と職員人件費で教育長の給与の改定によるもの六十一万八千円、それに歳入で御説明を申し上げました宅地開発指導要綱によります寄附金を、学校施設等整備基金へ積み立てる一千百六十四万四千円との合計額でございます。なお、基金総額は、これによりまして七億九千五百六十一万九千円と相なる次第でございます。

次の学校給食費は委員報酬の改定によります十三万二千円でございます。

次の社会教育費の五百六十八万二千円の追加は、委員報酬の改定によります二十一万二千円。コミュニティ事業助成金による印刷機等の購入二百十万円、寄附金による図書購入、それとわがかり会館空調機改修事業に電気工事の追加費用二百八十七万円の合計額でございます。

次に、保健体育費七万二千円の追加は、委員報酬の改定によるものでございます。

第十二款諸支出金の基金費におきまして、一万二千円の追加は利子収入を財政調整基金へ積み立てるものでございます。これによりまして、基金総額は七億八千二百二十六万五千円となります。

次に、予備費でございますが、二千五百十万八千円の追加でございます。歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出予算は一億五千四百二十七万九千円の追加で、歳出予算総額は百四十六億二千七百五十五万七千円と相なる次第でございます。

次に、七ページをお開きをいただきたいと思ひます。

第二表の地方債の補正でございますが、これは起債対象事業費の変更によりまして、限度額を二億八千七百八十万円から二億九千万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十八 議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、昭和六十三年年度繰越金と療養給付費等の負担金の精算によるものなどの補正でございます。

恐れ入りますが、五七ページをお開き願いたいと思ひます。

まず総則におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千四百二十七万一千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億八千二百二十八万七千円と定めようとするものでございます。

次に五九ページをお開き願いたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、国庫支出金の国庫負担金におきまして七百二十二万七千円の増額補正でございますが、これは昨年度の療養給付費等の負担金の精算による追加交付分でございます。

次の療養給付費交付金におきまして、二百三十三万一千円の増額補正でございますが、これは昨年度の退職者医療交付金の精算による追加交付分でございます。

次に、繰入金でございますが、三千五百三十九万五千円の減額補正でございますが、これは一般会計との会計間の調整による減額補正でございます。

次に、繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、一億十萬八千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、今回の歳入補正は七千四百二十七万一千円の増額補正でありまして、歳入合計二十一億八千二百二十八万七千円とするものでございます。

次に歳出でございますが、総務費、総務管理費におきまして三萬八千円の増額補正でございますが、これは非常勤特別職の委員報酬の改正によるものでありまして、国保運営協議会の委員報酬の増額分をお願いするものでございます。

次に、予備費でございますが、七千四百二十三万三千円の増額補正をお願いするものであります。

以上、今回の歳出は七千四百二十七万一千円の増額補正となり、歳出合計は二十一億八千二百二十八万七千円と相なるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案のとおり御決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第八十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十九 議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、御説明申し上げます。

まず七九ページをお開きいただきたいと存じます。

総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百二十九万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十五億三千五百九十八万八千円と定めようとするものでございます。

次に八一ページをお開きいただきたいと存じます。

第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

歳入でございますが、繰越金で七百二十九万七千円の追加補正で、これは前年度繰越金でございます。次に、歳出でございますが、予備費で七百二十九万七千円の追加補正をしようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十 議案第八十八号 福生市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（収入役 内田和雄君登壇）

○収入役（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 福生市指定金融機関の指定につきまして、提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、このたびの指定金融機関の不祥事につきましては、議員並びに市民の皆様には、大変な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、深くおわび申し上げます。本議案は指定金融機関でございます株式会社埼玉銀行から指定金融機関を辞退したい旨の申し出がありましたので、新たに福生市指定金融機関を指定する必要があるため、地方自治法施行令第百六十八

条第二項の規定に基づき、本案を御提案申し上げた次第でございます。新指定金融機関の選定に当たりましては、市内に店舗を有する金融機関八社に対し指定の参加をお願いいたしましたところ、大東京信用組合から辞退をしたい旨の申し出がございましたので、残りの金融機関七社から選定を行いました。方法は二十項目にわたる設問を行い、これを四役及び部長二名の計六名で対象金融機関から二十項目にわたる設問の回答を受け、選定基準に基づく評価を行い、種々検討いたしましたところ、西武信用金庫と株式会社三井銀行が他の金融機関五社と比較いたしました上で、突出した評価を得ましたので、この二社といたしました。これを、さらに一金融機関に決定すべく検討いたしました。二社ともに突出した評価が出ましたので、二社で期間を設定し契約を締結することに決定をさせていただきました。

さらに、順位につきまして検討いたしました。市内の店舗歴等を勘案いたしまして、初めに西武信用金庫、続いて株式会社三井銀行という順位で決定をさせていただきました。まず初めに西武信用金庫でございますが、期間は平成二年一月一日から平成四年十二月三十一日までの三カ年間、株式会社三井銀行につきましては、平成五年一月一日から平成七年十二月三十一日までの三カ年間で指定するのといたしました。

このたびのような事故が二度と発生しないよう十分配慮いたしまして、業務を推進してまいり所存でございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番（大森 進君） 議案第八十八号の福生市指定金融機関の指定については、委員会でも十分議論なさればいいと思うんですが、私も一般質問をした経過がありますので、幾つかお聞きしておきたいと思ひます。

私が質問した際に、市の指定金融機関を選ぶ際に、今回の事件が事件でありますので、過去に、やはり

信用を失うような出来事があったのか等も十分調査していただきたいというふうにお願いしておいたわけなんですけれども、一応こういう形で出てきたということは、そういうことはなかったというふうに受け取ってよろしいのかどうなのかということと、どのぐらいの期間までさかのぼって調べたのかをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、今、説明があつて西武信用金庫と株式会社三井銀行は、非常にぬきんでているということで、この二つを期限を区切つてということなんですが、一つに選定できなかったのかどうなのかということをお聞きしたいのですが、二つで平成二年から平成七年までの間を区切つて出して、一応こういう形で提案されますと、一つであれば、それに対してどうなのかということができますけれども、その期間がありませんね。一応こういう期間でお願いしたいということできて、何かしらのことがあつたらどういうふうに考えてこちらの方がいいのかというのがありますし、これは一つで提案して、しかるべきだと思ふんですが、そこら辺についての御説明も詳しくお願いしたいというふうに思います。

○収入役（内田和雄君）　まず私の方で調べ、また金融期間から聞きましたのは、三カ年間の間に何か不祥事が起きていないかというふうなことでお聞きしました。その間にはないというふうなことで、それから、私どもの調査の範囲というものもなかなか難しく、新聞等の中で事故等を検討していかなくてはいいけないというふうなことでございますので、この三カ年間程度に、このような不祥事が起きているかどうかというふうなことはお聞きしてございます。

それから、一社に絞れなかったのかというふうなことでございますが、先ほども提案理由の中で申し上げたように他の金融機関の設問に対します回答等をしていただいたわけですが、私どもの設問に対する回答が、非常に安心してお願いできるといふふうなことでございまして、ではこれをどちらか一社というふうなことも検討いたしましたんですが、この選定に当たつて、どうしても二社をというふうなことから、期間を設定して決めたということでございます。

何分にも、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○二番（大森進君）　一応調査の結果、そういうことはないというふうに判断していると、現時点では、

そういうふうにとつておきたいというふうに思ひます。

二社にお願いしてこういう形で決めていきたいということなんですが、今、金融業界もかなり流動的な状態に入つてきたということで、一社で一定程度期間を区切つて、その後、次なる指定金融機関ということにした方が私はいいと思うんですが、その三年間の間に、やはり企業も鋭意努力して市の要請に十分こたえることができる。あるいはその能力を身につけた場合は、やはり当然その時点で、同時といひますか、指定金融機関になり得る条件も備えられるのではないかという気もいたしますので、そういう面では、かなり平成七年十二月三十一日まで、ある程度めどをつけてしまふというのは、非常にちょっと問題ではないかというふうに思ひますので、その意見だけ述べさせてもらひます。あとは委員会でもっと議論を多様にしたいだけだと思います。以上です。

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第八十八号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　御異議なしと認めます。よつて議案第八十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君）　日程第二十一　議案第八十九号　市道路線の認定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長　小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君）　御指名をいただきましたので、議案第八十九号　市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。
今回お諮りするのは、二路線でございます。まず市道第三一二号線につきましては、第四市営住宅の東

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第一一十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第二十六 陳情第一―十三号 消費税の即時廃止を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第一一十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（仲村清信君） 日程第二十七 陳情第一一十四号 消費税の廃止を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第一—十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

[illegible]

○議長（仲村清信君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十三日から二十一日までの九日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって明十三日から二十一日までの九日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、九月二十二日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二十九分 散會

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十二号については、お子元と御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。陳情第一一十二号、御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

本陳情書については調査委員会があらためてお配付いたします。以上で議事を終ります。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十三号については、お子元と御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。陳情第一一十四号、御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

本陳情書については調査委員会があらためてお配付いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十四号については、お子元と御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十五号については、お子元と御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十六号については、お子元と御配付の御配付証書のとりかき調査委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信）以上で議事を終ります。

陳情第一一十二号

国民医療改善についての陳情書

(陳情主旨)

憲法二十五条は、国民が等しく健康で文化的な生活を営む権利と国の責務をうたっています。

しかし政府は、軍事費は増額し、医療費への国庫負担は減らし、国民の負担をふやすなど国民の生命と健康をないがしろにしています。特に高齢者に対しては、その生命を切り縮めています。

さらに政府は、一九九〇年をめぐりに、私たちが築き上げてきた公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者自前の医療制度にしようとしています。

私たちは、このような事態を容認することはできません。

貴議会が、以下に掲げる私たちの医療改善要求について、政府及び関係機関に対する意見書提出などの有効な措置を講じられるよう陳情いたします。

(陳情事項)

(一) 健康保険本人の八割給付への改悪をやめ、十割給付、老人医療費無料化を復活すること。国民健康保険と健保家族の給付を引き上げること。国の負担をふやし、老人保健への医療保険からの財政拠出を大幅に引き下げ、労働者の負担を減らすこと。

西多摩郡羽村町栄町三一―五

全日本金属情報機器労働組合

東京地方本部海上電機支部

執行委員長 田 岡 萬 里 印

青梅市河辺町六一―四―一

都職労西多摩区域協議会

議長 浜 野 芳 男 印

青梅市河辺町六一―四―一

経済支部西多摩経済事務所分会

山 崎 正 吾 印

青梅市河辺町六一―四―一

都職労民生局支部西多摩福祉事務所分会

分会長 森 山 好 尉 印

青梅市河辺町六一―四―一

都職労多摩都税支部青梅分会

分会長 木 村 栄 男 印

西多摩郡羽村町羽一九〇五

全建総連東京土建一般労働組合

西多摩支部

支部執行委員長 岩 本 寅 次 印

青梅市新町七一五

都職労経済支部畜産試験場分会

五 味 英 久 印

青梅市東青梅四一―九

多摩西部民主商工会

会 長 山 崎 昭 利 印

青梅市東青梅六一三一

西多摩青梅生活と健康を守る会

広 瀬 常 雄 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

陳情第一―十三号

消費税の即時廃止を求める陳情書